

概括的訴因における被告人の防御

小野寺 雅之

はじめに

第一 訴因の特定・明示に関する問題の所在

一 訴因の特定・明示が要求される理由

二 訴因の特定・明示はどこまで要求できるか

第二 ある傷害致死事案における審級ごとの立証構造と訴因の関係

一 第一審（福岡地裁平成一二年二月二二日判決）の分析

1 第一審における訴因と判決の内容

2 第一審判決の認定手法

二 控訴審（福岡高等裁判所平成一二年二月二六日判決）の分析

1 控訴審における訴因変更と判決の内容

2 控訴審判決の認定手法

3 第一審判決と控訴審判決の認定手法における対比

4 控訴審判決及び最高裁判決における認定手法の妥当性

5 被告人の防御権が阻害されていないかの検証

1 公訴棄却の主張とそれに対する裁判所の判断

2 事実認定上の争点

3 考察

六 概括的訴因が訴因の特定を欠く場合についての一般的基準

第三 訴因の特定が争われた裁判例にみられる立証構造と防御の実際

一 仙台地方裁判所平成一八年三月二〇日判決

二 京都地方裁判所平成一八年五月一二日判決

三 横浜地方裁判所平成一八年一月一四日判決

四 長野地方裁判所平成二〇年三月五日判決

五 東京高等裁判所平成二〇年九月二五日判決（上記四事件の控訴審判決）

六 仙台地方裁判所平成二〇年一月八日判決

七 大阪地方裁判所平成二二年一月二八日判決

八 京都地方裁判所平成二二年一月二七日判決

むすびにかえて

はじめに

前回の論説では、覚せい剤の自己使用事犯における「否認形式の公訴事実」による訴因を取り上げ、検事としての実務経験を踏まえて検討を加えた。結論として、「否認形式の公訴事実」による訴因であっても、「審判対象の特定」の機能を害することはないだけでなく、「防御対象の限定」の機能にも欠けるところはないことについて、裁判例や実際に想定できる事例を前提として検証した。本稿では、殺人や傷害致死事犯等一般刑法犯における概括的訴因を対象として、判例や裁判例を分析・検討し、「審判対象の特定」や「防御対象の限定」という機能が果たされているかを検証する。特に、「防御対象の限定」という観点から、被告人・弁護人側からどのような防御がなされたのかを、判決文から読み取れる範囲で整理してみることにする。

第一 訴因の特定・明示に関する問題の所在

一 訴因の特定・明示が要求される理由

刑事訴訟法（以下「法」という。）一五六条二項二号、三項は、公訴事實は訴因を明示すること、訴因を明示するためには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事實を特定することを要求しており、訴因の特定・明示が必要とされる理由については、訴因の持つ「審判対象の特定」と「防御対象の限定」という二つの機能の視点から説明される

その典型的な具体例として、「Aは、Vを殺害しようとして、ある日、ある場所で、Vに対し、手段不明の暴行を加え、よって、Vに何らかの傷害を負わせ、その傷害により死亡させて殺害したものである。」という殺人罪の訴因について検討してみる。

殺人の訴因において、「審判対象の特定」という機能を果たすために必要な事項は、①Vに暴行を加えたのはAであること（犯人性）、②Vが死亡したのはAが加えた暴行による傷害が原因であること（Aの行為と結果との因果関係）、③AはVを殺害する意図で暴行に及んだこと（殺人の故意）、といったものである。Vを殺害するという事實は、単なる暴行などとは異なり、歴史的に一回しか起こり得ないことから、犯行の日時・場所が特定されていなくても、被害者が特定されていれば、他の犯罪事実と区別することはでき、混同が生じることはない。つまり、犯罪の日時、場所、具体的方法等は、殺人という犯罪を構成する要素とはなっていないのであり、「罪となるべき事実」（法三三五条一項）そのものではない。そのため、上記のような殺人罪の訴因であっても、「審判対象の特定」という機能は果たされているのであり、「審判対象の特定」という視点からは訴因の特定が足りていることになる。

他方、「防御対象の限定」という機能を果たしているかということになると問題がある。

第一に、上記①の犯人性に関し、Aは、「私にはアリバイがあるので、Vに暴行を加えた犯人は自分ではあり得ない。」と主張・立証して防衛し、その結果、Aは犯行日時において犯行場所とは別の場所にいたのかもしれないという心証を裁判官に抱かせたなら、公訴事実について合理的な疑いを容れる余地が生じて無罪となる。そうしたところ、Aがこのような防衛をすることを可能ならしめるためには、訴因で、犯行日時と犯行場所が特定されていることが求められる。すなわち、訴因で犯行日時や場所が具体的に特定されていれば、その特定された日時・場所におけるピンポイントのアリバイを主張すれば足りることになり、防衛が容易であるのに対して、犯行日時や場所が特定されず幅のあるものだったとすると、その幅のある日時や場所全体にわたつての不在主張とならざるを得なくなり、防衛がより困難になる。結局のところ、犯行日時や場所は特定されていなければならないほど「防衛対象の限定」に資することになるのである。

第二に、②の行為と結果との因果関係に関して、Aは、Vが死亡したのはAの暴行が原因ではないと主張・立証して防衛することが考えられる。この防衛のために訴因で特定されることが求められる事項は、犯行に使用された凶器、犯行態様、傷害の部位・程度、死因などである。たとえば、当該犯行に使用された凶器がタガーナイフという特殊な刃物であると訴因で特定・明示されたとしたなら、Aがタガーナイフを入手することは不可能だったということを主張、立証すれば、仮にAがVに何らかの暴行を加えた事実是否定できないという場合であつたとしても、Vを死亡させたこととの因果関係については合理的な疑いを容れる余地を生じさせることができ、少なくとも殺人罪での有罪判決は免れる可能性が高くなる。他の事項についても同様であつて、もしも具体的内容が特定・明示されたなら、その特定・明示された事実が真実ではないとの疑いを生じさせれば、因果関係についての認定を揺るがすことができるのであるから、上記各事項が特定されることは「防衛対象の限定」に資する

ことになる。

第三に、③の殺人の故意に関しては、傷害の故意にとどまることや過失であることなどを主張・立証して防衛することが考えられる。その際に、訴因で特定されていることが必要な事項は、凶器、犯行態様、動機などである。例えば、訴因で特定・明示された凶器が、殺傷能力の弱い用法上の凶器だったというような場合には、殺人の故意まではなかったと主張することは容易になる。犯行態様についても同様であるし、動機に関しても、微妙な問題は残るものの、犯行に及んだのが社会常識的に見て些細な原因だったという場合には、殺人の故意まで有していたというのは了解困難な心理状態であり、傷害の故意にとどまっていたと主張できることになろう。このような意味において、上記各事項が特定されることは「防衛対象の限定」に資することになる。

第四に、以上のような犯人性、行為と結果との因果関係、故意という要素に関する防衛に加え、正当防衛の成立を主張・立証して防衛することも考えられるが、その場合に訴因で特定・明示されていることが必要な事項は、犯行態様、動機などである。

第五に、Vが死亡したのは誰かの犯罪行為に起因すること（事件性）についても防衛の対象となる。つまり、Vが死亡したのは自然災害とかVの自殺や自過失によるものであるとの主張が可能である。ただ、このような事件性に関しては、検察官が、自然災害や自殺による死亡でないことの立証責任を負っているのだから、被告人・弁護人側とすれば、暴行の態様とか、Vに生じた傷害の部位・程度や死因が特定されていない方が、むしろ、Vが死亡したのは自然災害とかVの自殺や自過失によるものである疑いが存するといった防衛が一般的に可能となり、そのため、これらの事項が訴因で特定されていなくても、事件性の主張に関しては、被告人の防衛に支障が生じることはないものと考えられる。

二 訴因の特定・明示はどこまで要求できるか

上記のように、訴因の機能には「審判対象の特定」と「防御対象の限定」との二つがあるところ、そのうち特に「防御対象の限定」という機能を重視すると、訴因は、詳細な点まで具体的に明示・特定されることが望ましいということになる。¹⁾

他方において、訴因は、捜査活動を通じて収集された証拠に基づいて、検察官が裁判所に対して主張できると判断した事実であることから、証拠の集積状況によつては、訴因に詳細な点まで記載をすることが困難な場合も生じる。その場合、被告人が特定の犯罪を犯したということが明らかであるにもかかわらず、具体的・詳細な事実が特定・明示できないことをもつて、公訴棄却（法三三八条四号）あるいは不起訴としてもいいのかが、適正な刑事司法の実現という観点から問題となる。例えば、被告人が被害者の頸部を紐状の物で絞めて絞殺したという事実が、被害者の司法解剖の結果を記載した鑑定書等により明らかに認められるものの、その紐状の物というのが、荷造り用のロープなのか電気コードなのか、あるいはそれ以外の物なのか特定できないといった場合に、凶器が特定されていないことが理由となつて被告人を処罰できなくなるという事態が生じるのでは、適正な刑罰権の行使が阻害されることになる。したがつて、訴因に要求される特定・明示の程度には自ずから限界があり、ある程度の概括性を許容せざるを得ないといえる。そして、検察官は、現に収集された証拠によつて可能な限り特定された訴因により公訴提起するのであつて、訴因をより特定できるだけの証拠が存在するにもかかわらず、敢えて概括的な訴因により公訴提起するということは考えられない。つまり、概括的な訴因での公訴提起は、検察官が、具体的・詳細な事実関係を証明するだけの証拠が存在しないこと踏まえながら、それでもなお犯罪構成要件該当事実を証明できるだけの立証構造をとることができるかと判断したからであり、概括的訴因と立証構造とは密接な関係にある。

そして、訴因の概括性が許容される限界を画する基準はどこにあるのかについては、「審判対象の特定」と「防御対象の限定」という訴因の機能に立ち戻り、被告人・弁護人側の防御権が実質的に確保されているかどうかというところに求められることになろう。そうすると、防御権が実質的に確保されるということの具体的意味内容が明らかにならなければ、結局のところ訴因の特定が足りているかどうかの判断はできないことになる。

このようなことから、本稿では、被告人・弁護人側から訴因の特定に欠けるとの主張がなされたいくつかの判例・裁判例において、その裁判書から、検察側の立証構造と、被告人・弁護人側からなされた主張を分析し、概括的な訴因により公訴提起せざるを得なかった事情と、被告人・弁護人側の防御権が実質的に確保されていたかという評価につき、実証的な考察を加えていくことにする。

なお、証拠関係を直接見ることはできないため、証拠に基づく裁判所の認定の妥当性については触れないものとする。

1 松尾浩也「刑事訴訟法上」『新版』（一九九九年）一七五頁でも、「訴因を防禦の便宜という観点のみからみれば、具体性に富む詳細な記載であればあるほどすぐれていることになる。」とされている。

2 この点につき、松尾浩也前掲書一七五頁では、「過度に精密な起訴状を作成するようなことがあると、さまざまな弊害―捜査の長期化、裁判官の予断、公判審理の硬直化などが考えられる。」とされている。

ここで、弊害として「捜査の長期化」が挙げられていることについては疑問である。身柄事件の場合、勾留満期に起訴できなければ、処分保留で釈放した後に、嫌疑不十分の裁定主文で不起訴処分にして、捜査を打ち切るのが一般的な扱いであり、捜査が長期化することはないと考えられるからである。

また、「裁判官の予断」という点についても、訴因が具体的詳細であることをもって、証拠が存在することまでの予断を裁判官が抱くということはないだろう。

さらに、「公判審理の硬直化」ということについては、その意味するところが、訴因変更の必要が頻繁に生じるということであるならば、第一審の審理が進行している過程での訴因変更の手続は、検察官が訴因変更申請書を提出し、裁判所が訴因変更を許可すれば足りるのであって、そのことが「公判審理の硬直化」という弊害になるとは考えられない。

第二 ある傷害致死事案における審級³ことの立証構造と訴因の關係

一 第一審（福岡地裁平成一一年二月二日判決）の分析

1 第一審における訴因と判決の内容

本件の当初訴因は以下のようなものであった。

「被告人は、平成九年九月三〇日午後八時三〇分ころ、福岡市中央区清川二丁目六番二号ビジネス旅館『あさひ』一階七号室において、吉井和宏こと金和宏（当時二九年）に対し、同人の頭部等に手段不明の暴行を加え、同人に頭蓋冠、頭蓋底骨折の傷害を負わせ、よって、そのころ、同所において、同人を右傷害に基づく外傷性脳障害により死亡するに至らしめた」

このような訴因に対し、第一審判決は、一被告人は、平成九年九月三〇日、福岡市中央区清川二丁目六番二号ビジネス旅館『あさひ』一階七号室において、吉井和宏こと金和宏（当時二九歳）に対し、その顔面等を手けんで複数回殴打するなどの暴行を加え、よって同人に一時失神状態に陥らせる傷害を負わせた」と認定判示し、被告人に致死の責任を認めなかった。

2 第一審判決の認定手法

当初訴因は、犯行態様たる暴行の内容は概括的であるものの、被害者に負わせた傷害の内容については「頭蓋冠、頭蓋底骨折」と特定されており、また死亡との因果關係（死因）も、「頭蓋冠、頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害」と特定されていた。また、被告人の単独犯であることについても特定されていた。

このような訴因につき、第一審判決は、平成九年九月三〇日の夜、あさひ旅館において、被告人、清水、高田及び被害者が飲酒していたところ、被告人と被害者がけんかとなったこと、被告人が被害者の顔面等を手けんで複数回殴ったところ、

被害者が一時失神して身動きしない状態になったこと、その後、被告人、清水及び高田の三名が、失神して不動の状態となつた被害者を、自動車で前原市の山中まで運んで遺棄したことはいづれも認められるとした。しかしながら、共犯者清水の供述に従えば、あさひ旅館において被害者がその頭部に頭蓋骨折を負つた経緯についての合理的説明が付かず、また、暴行態様についての被告人の供述も清水の供述と食い違つてゐることから信用性を認めることはできず、さらに、被害者を前原の山中に運んで遺棄する過程や遺棄後の事情によつて頭蓋骨折の生じた可能性も否定できないことからすると、被害者が頭蓋骨折を負うに至つた経緯については不明といわざるを得ないから、結局、被告人の右暴行と被害者の死の結果との間の因果関係の証明が尽くされていないことになるとして、傷害の限度で有罪判決した。

つまり、被告人や関係者の供述等から被害者に対する暴行の具体的態様を認定するところから出発し、証拠上その認定ができないため、被告人の暴行と被害者死亡との間の因果関係が証明されていないと判断したわけである。

二 控訴審（福岡高等裁判所平成一二年二月二六日判決）の分析

1 控訴審における訴因変更と判決の内容

控訴審において追加された第一次予備的訴因は以下のようなものであつた。

「被告人は、単独又は高田寛一及び清水勝行と共謀の上、平成九年九月三〇日午後八時三〇分ころ、福岡市中央区清川二丁目六番二号ビジネス旅館『あさひ』二階七号室において、吉井和宏こと金和宏（当時二九年）に対し、同人の頭部等に手段不明の暴行を加え、同人に頭蓋冠、頭蓋底骨折等の傷害を負わせ、よつて、そのころ、同所において、同人を頭蓋冠、頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により死亡するに至らしめた」

そうしたところ、控訴審判決は、「被告人は、高田寛一及び清水勝行と共謀の上、平成九年九月三〇日午後八時三〇分ごろ、福岡市中央区清川二丁目六番二号所在のビジネス旅館『あさひ』二階七号室において、吉井和宏こと金和宏（当時一九歳）に対し、同人の顔面、頭部等を殴打し、あるいは何らかの暴行を加え、同人に頭蓋冠、頭蓋底骨折等の傷害又は何らかの傷害を負わせ、よって、そのころ、同旅館二階七号室ないしは同旅館近辺の福岡市内において、右傷害により死亡するに至らせし」との事実を認定した。

2 控訴審判決の認定手法

控訴審において追加された第一次予備的訴因は、単独犯なのか共同正犯なのかについては択一的であり、また、暴行の態様は「手段不明」とされて特定性がなく、傷害の内容にも「頭蓋冠、頭蓋底骨折等」と幅があるものであった。そして、死亡との因果関係（死因）については、「頭蓋冠、頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により」と特定性の乏しいものであった。

このような第一次予備的訴因に対し、控訴審判決における事実認定は、高田らとの共犯であることは特定しているが、暴行の態様については「何らかの暴行」とし、傷害の内容も「何らかの傷害」との認定にとどまり、死亡の原因となつた事実（死因）についても「頭蓋冠、頭蓋底骨折等の傷害又は何らかの傷害により死亡した」という幅のある認定となっている。

三 第一審判決と控訴審判決の認定手法における対比

本件の第一審判決と控訴審判決の認定手法を対比すると、以下のような点が特徴的に窺われる。

すなわち、第一審では、まず、被告人らの暴行の態様につき、関係者の供述等の証拠によつて認定できる範囲に特定・限

定するところから出発し、次いで、そのようにして特定・限定された暴行の態様により、訴因に記載された「頭蓋冠・頭蓋骨折」という傷害を負わせることができたか、さらには、その傷害から外傷性脳障害を生じさせて被害者を死亡させるといふ一連の因果関係が認められるのか、というように、時系列に沿って順次事実を認定していくというプロセスをとっている。

このような第一審での事実認定の手法に対して、控訴審は、「被害者が、あさひ旅館において、被告人、高田及び清水らによつて加えられた被害者の顔面等への暴行又は何らかの暴行により、被害者があさひ旅館又はその近辺の福岡市内において死亡した事実は優に認めることができるのであり、原判決は、被害者に加えられた暴行を、被告人の被害者の顔面等に対する手けんによる殴打に限定し、さらに、死因を頭蓋冠、頭蓋底骨折による外傷性脳障害のみに限定したところに誤りがあるというべきである。」と判示して、第一審で採られた事実認定の手法を否定している。その上で、控訴審は、被害者が現に死亡しているという結果としての事実を出発点として、被害者の遺体に残された骨折等の状況からすれば被害者に激しい暴行が加えられたと推認できること、Vが消息不明直前に生存が確認されているのは朝日旅館であること、朝日旅館でVに暴行を加えたのは被告人らであること、朝日旅館外で致死的な暴行が加えられたことを窺わせる事情はないこと、³あるいは被告人らの暴行以外の原因で被害者が死亡したことを窺わせる事情はないこと、などといったいわば外粹たる事実から、被告人らの暴行によつて死因となつた傷害を負わせて被害者を死亡させたという実質的な因果経過が認定できると判示している。そして、このような控訴審での事実認定の手法は、上告審である最高裁第一小法廷平成一四年七月一八日決定⁴でも支持されている。

四 控訴審判決及び最高裁判決における認定手法の妥当性

上記第一審判決は、暴行の具体的態様を特定した上で、そのような特定された暴行と被害者死亡との間の因果関係が証明されていないので、被告人が負うべき罪責は傷害罪にとどまると判示した。すなわち、傷害致死罪の犯罪事実を認定するためには、事件の時系列に沿って、暴行の具体的態様、その暴行によってもたらされた傷害の部位・程度及び当該傷害と死亡との因果関係が順次証明されることが必要であるという、いわば内側からの立証構造を前提としている。たしかに、暴行の内容やその暴行によってもたらされた傷害の部位・程度が明らかにされなければ、被告人らの暴行が、被害者に対する「致死的なものであったかどうかを判断することはできない」と考えることにも合理性がある⁵⁾。

これに対して、控訴審判決及び最高裁決定は、暴行態様や傷害及び死因の具体的内容は認定できなくても、「およそ被告人らの暴行により被害者が死亡した」という外枠たる事実により、傷害致死の犯罪事実を認定している。すなわち、被害者が死亡したという結果を前提として、その原因は被告人らの暴行によるものであることは間違いないという、いわば結果から出発した外枠が証明されたならば、暴行や傷害の具体的内容は証明されなくても、「被告人らが、被害者を死亡させるような何らかの暴行（致死的な暴行）を加えたことは明らかである」という概括的な事実により、傷害致死の犯罪事実を認定するという立証構造がとられている。

そこで検討すると、被害者死亡という結果を前提とした外枠たる事実による立証は、傷害致死罪の実行行為が具体的に明らかにされないということであるから、刑法理論的に問題があることは否定できない。また、訴訟法的観点からも、被告人・弁護人側の防御の容易さという点では、暴行の態様や傷害の部位・程度及び死因の具体的内容が訴因により特定され、そ

これらの事実の証明を求めるといふ立証構造を前提とした方が、いずれかの事実につき合理的な疑いが生じさえすれば被害者死亡までの責任を負うことはなくなるのであるから、防衛は容易になるといえるだろう。現に、第一審判決では、検察官はそれらの事実を訴因で特定したために、暴行の態様や死因たる事実についても証明する必要に迫られ、その証明に失敗したことから、被告人は致死についての責任を免れて傷害の限度でしか有罪認定されなかったのである。

しかし、被害者死亡という結果を被告人らに帰責できなくてもよいのか、すなわち、上述したような外枠たる事実から被告人らによつて致死的な暴行が加えられたことは明らかであるにもかかわらず、被害者が死に至るまでの具体的な因果の過程まで証明できない場合には、傷害の限度でしか罪責を追わせることができないのか、といった点にも考慮する必要がある。本件のような事案で、暴行態様や、傷害の部位・程度、その傷害と死亡との因果関係を訴因で特定することまで要求し、それができなければ傷害の限度でしか罪責を問えないというのは、一般市民の法感情に反し、結果の妥当性に疑問があるといふことになるのではなからうか。また、現に発生している被害者死亡という結果を前提とすることがないままに、暴行の態様や傷害の程度を特定し、証明しなければならぬとすれば、検察側に過度の負担を強いることになるのではなからうか。被害者が死亡したという事実があり、その原因が被告人の暴行に起因し、被告人の暴行以外の原因が否定されるのであれば、具体的な犯行態様や死因までが証拠上明らかにされなくても、被告人の暴行が致死的なものであったことを認定することが許されると考えるべきである。

そして、上記のような外枠による致死の立証や認定が許容されるのであれば、それに対応して、訴因の特定という観点においても、犯行態様や死因について概括的な記載が認められることにならう。法二五六条三項が「できる限り」と規定して

いるのは、外枠による立証しかできない場合には、訴因として、内側の具体的事実を特定しない概括的なものでもよいということを意味しているのではないかと解される。このように、概括的な訴因でも足りるとするのは、外枠による立証構造が許されることと表裏の関係にあるものと考えられるのである。

五 被告人の防御権が阻害されていないかの検証

1 公訴棄却の主張とそれに対する裁判所の判断

控訴審では、基本的には第一次予備的訴因に基づいて有罪の認定がなされているが、弁護士から、「被害者に対する暴行の実行行為者、被害者に対する暴行行為の態様、暴行行為の場所について、いずれも特定が十分でなく、訴因の範囲が余りに広範囲に及ぶことになり、被告人の防御を実質的に害するものであり、控訴審におけるこのような訴因変更は許されない」旨の主張がなされたのに対し、裁判所は、「訴因は、できる限り、日時、場所及び方法等を特定して明示すべきであるが、原審及び当審において取り調べられた証拠関係に照らして、致死的な暴行が加えられたことは明らかであるものの、その態様等については十分な供述が得られず、不明瞭な領域が残る場合においては、本件予備的訴因のようなある程度幅を持った特定にとどめるのはやむを得ないものであり、また、本件審理の状況に照らし、本件訴因変更を許可しても、所論のいうように被告人の防御を実質的に害するものとも認められないことから、本件訴因変更は許されるものと解するべきである。弁護人の主張は採用できない。」と判示している。

また、上告審である上記最高裁第一小法廷平成一四年七月一八日決定でも、「原判決によれば、第一次予備的訴因が追加された当時の証拠関係に照らすと、被害者に致死的な暴行が加えられたことは明らかであるものの、暴行態様や傷害の内容、

死因等については十分な供述等が得られず、不明瞭な領域が残っていたというのである。そうすると、第一次予備的訴因は、暴行態様、傷害の内容、死因等の表示が概括的なものであるにとどまるが、検察官において、当時の証拠に基づき、できる限り日時、場所、方法等をもって傷害致死の罪となるべき事実を特定して訴因を明示したものと認められるから、訴因の特定に欠けるところはないというべきである。」との判断が示された。

2 事実認定上の争点

被告人・弁護人側の主張は以下のようものであった。

① ビジネス旅館「あさひ」二階七号室（以下、「あさひ旅館」という。）において、被害者が死亡するような激しい暴行が加えられたとしたら、同旅館の他の宿泊客や従業員らが、その際の物音に当然気付くはずであるのにそのような事実は認められず、また、右七号室には血痕等の痕跡は全く見当たらないことに照らすと、暴行態様に関する清水の公判供述や被告人の捜査段階の自白は信用できず、むしろ、あさひ旅館以外の場所で死亡するに至る暴行が加えられたと見るのが相当である。

② 被告人が、被害者の現金を取上げたことが原因でけんかになったとの清水の供述は、不自然であり信用できない。

③ あさひ旅館以外の場所で犯行が行われており、これを前提とすれば、被告人の関与はない。

このような被告人・弁護人側の主張に対して、控訴審裁判所は、次のような間接事実を認定している。

④ 被害者が消息不明になる前に被害者の生存が確認されているのは、平成九年九月三〇日夕刻に被告人とともにチェックインしたあさひ旅館であり、被害者の消息が不明となったところに死亡したものと推認される。

② 被害者の死因は不明であるものの、被害者の右頬骨弓が骨折によってほぼ完全に欠落し、さらに頭部には頭蓋冠から頭蓋底に波及する広範囲の線状骨折があることからすれば、何らかの強度な暴行が少なくとも顔面、頭部に加えられたことが一応推認される。

③ 平成九年九月三〇日午後八時三〇分ごろから、あさひ旅館二階七号室において、被告人が、高田、清水と共同して被告人が主要な暴行を加えたとの事実が認定できる。

④ 被害者が消息不明になる前に、被告人や高田、清水以外の第三者とあさひ旅館以外の場所で接触したことをうかがわせる証跡は、本件全証拠を検討しても全く見出せない。

⑤ 被告人の右暴行により動かなくなった被害者を、被告人、高田及び清水の三人で、あさひ旅館から運び出して、高田運転のライトバンの荷台に乗せて前原市内の山林内まで運び、三人がかりで山の上の竹林の中に遺棄したが、その間、被告人、高田及び清水が被害者に対し更に積極的な暴行を加えたことをうかがわせるような証跡は全くない。

⑥ 被害者は、平成九年九月三〇日夕方にあさひ旅館に入るまでは、健康上全く問題はなく、被害者が死亡に至るような傷害を自ら負ったり、過失によって負った証跡も全く窺われない。

⑦ 当時、被害者は多額の現金を持っていたのに対し、被告人は所持金に窮していたのに、被害者が消息不明になった直後には被告人は多額の現金を所持していた。

⑧ 被害者の死体が発見された前原市の山中は、以前被告人が稼働していた工事現場の近くであり、被告人には土地勘があると思われる。

このような間接事実を総合して、「被害者が、あさひ旅館において、暴行を加えられ、そのころ死亡するに至ったことは間違いない、右暴行の具体的態様は不明であるものの、被告人がその実行行為者であることは間違いない。」と認定している。

また、被告人・弁護人側の上記③の主張に対しては、「死体遺棄につき被告人の現場における関与が認められる以上は、あさひ旅館から現場に至る間で被害者の死亡にかかる犯行が行われたことにならざるを得ないことも前示のとおりであるから、仮に、あさひ旅館以外の場所で犯行が行われたとしても、被告人の関与を否定できないばかりか、その場合は、むしろ、被害者をだまして連れ出すなどした上で死亡させたことにならざるを得ないから、被告人の主導による計画的な殺害に通ずるものというべきである。」と判示している。

3 考察

概括的な訴因でも特定に欠けるところはないということと、外枠による犯罪事実の証明が成功するかどうかということとは別問題である。概括的な訴因の場合、犯罪事実の外枠となる各事実を証明することが必要となるところ、そのような各事実の立証段階で被告人・弁護人側の防御は可能であり、その防御に成功すれば無罪となるのは当然である。つまり、本件における傷害致死犯の場合、検察側からすると、公訴事実に記載した時期に被害者が死亡したこと、その場所が朝日旅館であること、被告人らが被害者に暴行を加えたこと、被告人以外に被害者に暴行を加えた者はいないこと等の各事実の証明が求められる。被告人・弁護人側とすれば、それら各事実に関して防御が可能なのであり、現に上記2の③ないし④の主張がなされている。これらの主張のほかにも、被害者が死亡したのは訴因で特定された九月三〇日午後八時三〇分ころであるという事実について反論するため、その後被害者の生存が確認されているなどと主張し、したがって被害者の死亡に関与して

いないとの防御が可能であった。また、犯行時間帯に被害者あるいは被告人が朝日旅館にいたという事実についても争うことは可能だったのである。⁷ 現実にはこのような主張がなされなかった、あるいはできなかったのは、立証段階で検察側による外枠となる事実の証明が成功したということが理由なのであって、訴因が特定されていないことが原因となっているわけではないというべきであろう。

六 概括的訴因が訴因の特定を欠く場合についての一般的基準

例えば、強盗罪において、暴行の態様を具体的に示さず、「何らかの反抗抑圧程度の暴行を加え」などと記載することは許されないのである。殺人や傷害致死で暴行の態様が示されなくても訴因の特定にかけるところがないのは、被害者の死亡という結果を生じさせたという事実が示されていれば、構成要件充足性があるからである。強盗罪の場合は、「反抗が抑圧された」という結果によつて構成要件が充足されるのではなく、反抗抑圧程度の暴行・脅迫がなされたことが構成要件要素である。そのため、どのような暴行・脅迫がなされたのかという具体的事実の特定がなされ、その特定された暴行・脅迫が、反抗抑圧程度のものといえるのかという評価が必要になる。したがつて、暴行・脅迫の具体的態様を明らかにしなければ構成要件要素を示したことになる。同様に、騒擾罪、公務執行妨害罪、暴行罪の訴因における暴行は、その具体的態様を明らかにされていることが求められる。また、窃盗罪等の財産罪における被害金品や被害金額も特定されている必要がある。さらに、脅迫で、脅迫文言が具体的に示されていないという場合も、訴因の特定に欠けることになる。⁸

結局のところ、犯行態様が構成要件要素として不可欠な場合には、その犯行態様が具体的に示される必要があるわけである。言い方を変えると、外枠だけの概括的な訴因では構成要件要素が明示されないということであり、そのような場合は、そも

そも構成要件該当事実を立証できないことが明らかなのであって、それにもかかわらず検察官が公判請求することはおよそ考えられないことから、訴因の特定が争点とされることは想定できない。他方、構成要件要素として何らかの客観的な結果の発生が予定されている場合には、「そのような結果を生じさせるような何らかの方法」で特定は足りることになるのである。ただし、構成要件要素は具体的事実として特定されなければ、刑事裁判の対象たる事実にはならないから、たとえば「およそ誰か人を殺害したもの」というように、殺人罪における被害者が誰なのかを示されていないというような場合は、被告人・弁護人側の防御という問題以前に、審判対象が特定されていないということになる。

- 1 刑集五六卷六号三五三頁以下参照
- 2 刑集五六卷六号三六六頁以下参照
- 3 この認定にどの程度の厳格さを要求するかについては検討の余地がある。致死的な暴行が加えられるということの特異性からすれば、それが存在しないことに一定の推定が働き、被告人側が防御としてその存在の可能性を主張・立証すべきであるということになるのではなからうか。
- 4 刑集五六卷六号三七三頁
- 5 それゆえ、最高裁判所判例解説刑事篇平成一四年度一四五頁「平木正洋」によれば、弁護人の上告趣意で、「第一次予備の訴因は、被告人が被害者の犯罪死に何らかの関与をしているといった内容を示すにすぎないものであるから、訴因として特定しているとはいえない。」との指摘がなされている。
- 6 最高裁判所判例解説刑事篇平成一四年度一四八〜一四九頁「平木正洋」で、「証拠上、被告人が当該犯罪を行ったこと自体については立証可能であるものの、被告人が否認しており目撃者もないなどの事情により、犯罪の日時、場所、方法等については明確にすることができないといった。

：場合に、訴因の特定が十分ではないとして公訴を棄却しなければならないとする場合は、適当でないといえる。」とされ、また、河上和雄他編『大コンメンタール刑事訴訟法』〔第二版〕第五卷（二〇一三年）一八三頁（古田佑紀∥河村博）も、「傷害致死罪の訴因の特定については）死の結果が分かるように記載されておれば足りる。」とされているのも、同様の趣旨であると解される。

7 佐藤隆之「傷害致死罪における訴因の特定」平成一四年度重判解（二〇一三年）一八三頁でも、「被告人の『防禦範囲の限定』という観点から、上告趣意は、Xの防禦として、『私は、Vの犯罪死に関与したことはありません』と主張するほかに、不当な負担を課すものと論難するが、このような概括的な訴因であっても、アリバイ主張のほか、有効な防禦方法として、暴行に関与したこと自体の否認、その暴行が致命的であったことへの反証、さらに違法阻却・責任阻却事由の主張が、犯罪の手段につき明確な表示を欠くことによつて不可能となるわけではないから、被告人に防禦上、直接の不利益をもたらすとはいえないであろう（時効、二重起訴、一事不再理など手続法上の主張に関しても、直接の不利益は認められないであろう。）」とされている。

8 最高裁判所判例解説刑事篇平成一四年度一六二「平木正洋」で、「暴行罪における『暴行』や傷害罪における『傷害』については、これらの具体的内容を立証できなければ、暴行罪や傷害罪の構成要件に該当する被告人の行為の存在を立証することができないであろうから、これらの具体的内容を訴因に表示する必要があると解されるが、傷害致死罪における『暴行』や『傷害』については、本件のように、これらの具体的内容を立証できなくても、人の死亡という犯行の結果が発生している関係で、傷害致死罪の構成要件に該当する被告人の行為の存在を立証することが可能な場合であるといえるから、これらの具体的内容を訴因に表示することが不可欠であるとはいえないと考えられる。同様に、公務執行妨害罪における『暴行』は、通常、その具体的内容を訴因に表示する必要があると思われるが、公務を執行中の者を殺害してその職務の執行を妨害したという事案については、『暴行』（殺害行為）の具体的な態様が不明であっても、殺害行為の存在自体が立証可能であれば、訴因に『暴行』の具体的内容を表しする必要はないといえよう。」とされているのも、同旨と解される。

第三 訴因の特定が争われた裁判例にみられる立証構造と防御の実際

概括的訴因であることが被告人の防御権行使に支障を来すものかについて、訴因の特定がないと主張された裁判例を検証してみることとする。

一 仙台地方裁判所平成一八年三月二〇日判決¹

1 公訴事実

「被告人は、同月二五日午前二時四一分以降の同日ころ、仙台市、宮城県塩竈市又はその周辺において、V(当時一六歳)に対し、殺意をもって、同女の頸部を締めつけ、若しくはその鼻口部を塞ぐなどして、同女を窒息により殺害した」及び、「前記のころ、上記Vの死体を遺棄しようとして、宮城県塩竈市所在のA港及びその付近において、所携のポリプロピレン製ロープを使用してコンクリート製ブロック二個(総重量約二〇キログラム)をくくりつけた同死体を水深約七メートルの同海域の海中に投棄して海底に沈め、もって死体を遺棄した」

2 公訴棄却の主張とそれに対する裁判所の判断

弁護側から訴因不特定による公訴棄却の申し立てがなされたのに対し、裁判所は、概括的な訴因となった原因について、被告人が、判示殺人及び死体遺棄について犯人性を争って否認し、犯行を目撃した者もおらず、情況証拠の積み重ねによる立証活動を求められているところ、遺体が海中に投棄されて相当期間経過後に発見されて、しかも、遺体は死後変化が進んでいることなどの本件事実関係ということを挙げている。

そして、結論として、「前記各公訴事実は、他の犯罪事実を識別でき、かつ検察官が訴追した事実の範囲を明示できる程度に、

できる限り特定したものであって、訴因の特定に欠けるところはないというべきである。」と判示している。被告人側の防御という観点については、触れられていない。

3 事実認定上の争点

(一) 事件性について

前提となる本件被害者の遺体とVとの同一性については、証拠により遺体が被害者Vであると特定されており、この点については被告人・弁護人も争っていない。

そして、事件性については、特に被告人・弁護人側から具体的な主張はなされていないが、裁判所は、被害者の死因を検討し、内因性の自然死や病死の可能性がないこと、臓器損傷、骨折を含めて重篤な損傷がないことから損傷死も考えられないこと、検査結果から薬物中毒死の可能性も否定されていることを述べた後、コンクリートブロックをロープでくくりつけられていたというような遺体の状況からすれば、自殺が否定されることは明らかであるとしている。そして、解剖結果によると、被害者の死因としては窒息死の可能性が高く、また、被害者の頸部に、そこを一周する帯状の圧迫が加えられたことがうかがわれ、ほかに死因となるべき身体所見がないことからすれば、被害者は、頸部を何らかの物で締められて窒息死したものと認定できるとしている。

(二) 犯人性について、

① 裁判所が犯人性に関して認定した間接事実は以下のようなものである。

間接事実第一

被害者の消息は、実母への電話を最後に途絶えたことが認められるところ、被害者が、自らの意思で携帯電話の電源を切っておいたり、かかってきた電話に出ないなどということは考えられない。このように、被害者が自らの意思で消息不明になるということは考えられず、そうすると、被害者は何者かにより消息不明にさせられたと考えざるを得ない。

そして、消息不明にさせられたという事実からすると、被害者の身体に異常な事態が発生したことが推認され、そのような事態を発生させる機会があったのは、被害者と最後に接触した者であると考えられる。

間接事実第二

被告人は、被害者が消息不明になった最も近接した時点で被害者と接触した者であると認められる。そして、被告人以外に被害者と接触した者の存在は証拠上うかがわれない。したがって、被告人が最終接触者であると強く推認される。

間接事実第三

被告人が使用する車両の内部から、被害者のDNA型と一致する血痕等が検出された。

間接事実第四

被告人が被害者の携帯電話を使用し、被害者を装ってメールを送信したが、それは、被害者が生存しているように装ったメールを送信したと考えるのが相当である。

間接事実第五

被告人は被害者の化粧ポーチを所持していた。

各間接事実を総合して認定できる事実

被告人は、被害者の最終接触者であり、しかも、その際、援助交際の代金支払をめぐる被害者とトラブルがあったこと、被告人は、七月二五日午前二時四一分ころ以降、同日午前六時四五分ころまでの間、アリバイがなく、本件犯行に及ぶ機会があったといえること、被告人の使用車両から、被害者の血液、唾液の痕及び被害者と血液型が一致する尿痕が発見されていること、被告人が被害者の携帯電話を使用して、被害者の安否を気遣う被害者の実母や友人に対して、被害者にならずまし、再二メールを返信したこと、被害者の化粧ポーチを自宅に所持していたことなどの事実によれば、被告人を殺人、死体遺棄の犯人と認めることができる。

② 被告人・弁護人側の主張は以下のようなものであった。

間接事実第二に関して

① 被害者がホテルで被告人の財布から金を抜き取ったというトラブルがあり、その後、車内で被告人が被害者を追及しているとして、被害者が逃げ出したのであるから、被告人は被害者との最終接触者ではない。

② 被害者の胃の内容物からすると、被害者は七月二五日午前二時四一分以降食事をしている蓋然性が高く、この点からも被告人は最終接触者ではない。

③ 真夏期に水中の死体が浮上するのは短期間であるから、被害者の遺体は七月二五日よりも相当期間が経過した八月上旬ころに遺棄された可能性が高く、この点からも被告人が最終接触者とするには疑問がある。

間接事実第三に関して

④ 血痕の付着の様相が不自然である。

⑥ 当該血痕が、車両の捜索差押え時点では証拠上指摘されていないのであるから、当初から血痕は存在しなかった疑いがある。

⑦ 被害者のDNA型と一致するとの鑑定結果は信用できない。

間接事実第四に関して

被告人が犯人であれば、被害者の携帯電話を使用することはあり得ないから、被告人が任意同行されるまでこれを使用し続けていたことは、被告人が無罪であることの最大の根拠になる。

間接事実第五に関して

⑧ 被告人が所持していたとされる化粧ポーチが被害者の所持品であるかは疑わしい。

⑨ 化粧ポーチの中に入っていたはずの化粧道具が発見されていないのはおかしい。

上記各主張を総合した結論

平成一四年七月二四日から二五日にかけて、被告人がVと会ったことはあるが、被害者を殺害し、その死体を遺棄した犯人ではない。

4 考察

本件殺人の公訴事實は、実行行為の日時については約二時間幅があり、実行行為の場所についても仙台市、宮城県塩竈市とそれらの周辺地域をも含むという広範囲であり、さらに実行行為の態様は「頸部を締めつけ、若しくはその鼻口部を塞ぐなどして」とされて具体性が乏しく、公訴事實の客観的体裁においてかなり概括的なものといえることができる。

それにもかかわらず、裁判所が、「他の犯罪事実を識別でき、かつ検察官が訴追した事実の範囲を明示できる程度に、できる限り特定したものであつて、訴因の特定に欠けるところはない」と判示しているのは、訴因が殺人罪の構成要件該当事実を示していることについては問題がないということであろう。つまり、被害者が特定され、被告人が殺意をもつて被害者を殺害したことが示されているところ、当該被害者を殺害するという事実は歴史上一回しか生じる可能性がないのであるから、他の犯罪事実との区別という意味での訴因の機能、すなわち「審判対象の特定」の機能は果たされているといえるのである。

他方において、裁判書は、被告人・弁護人側の「防御対象の限定」という観点については特に触れておらず、実質的に被告人・弁護人側の防御権が確保されたのかについて明示的な判断を示していない。そこで裁判書の内容を詳細に検討してみると、裁判所は、実質的な事実認定や、認定した事実の証明力の評価という次元では、被告人・弁護人側の防御が現実になされているのであり、防御権行使に支障は生じていないという判断をしているものものと考えられる。すなわち、本件公訴事実を証明するため、検察側は間接事実の積み重ねにより立証する必要が生じているのであり、それら間接事実について被告人・弁護人側の防御がなされていることから、以下その点につき検討してみる。

まず、被害者が死亡したのは誰かの犯罪行為によるものかという事件性が検討の対象とされており、検察側は、内因性の自然死や病死など犯罪死以外の可能性が存在しないことの立証のほか、損傷死や薬物中毒死の可能性がないことについての立証も行っている。したがって、それらの立証の過程において被告人側の防御の余地は確保されていたといえるのである。本件で実際にはそのような防御がなされなかったのは、証拠上、被害者が窒息死したことが明白であるため争いようがなかったか、

あるいは犯人性を争うに当たり、被害者がどのような経緯で死亡したかという点については争点とする必要がなかったことが理由であると思われる。いずれにしても、検察側とすれば、被害者が死亡したという事実さえ立証すれば、事件性の立証としては足りるということにはならないのであつて、被害者の死亡という結果が犯罪以外の原因に起因する可能性を排除するための立証が必要だったのである。

次に、被害者を死亡させたのが被告人であるかという犯人性の争点に関しても、裁判所は、関係証拠に基づいて間接事実一から間接事実五の各事実を認定し、それら各間接事実から犯人性を認定している。そして、被告人・弁護人側は、間接事実二ないし間接事実五については実際に争っているし、各間接事実が犯人性を認定するだけの証明力を有しているかということについても争うことは可能であつた。

このようにみえてくると、上記のように訴因が概括的であることをもつて、被告人側の防御権が侵害されることはなかつたと評価できる。

他方において、本件で、被害者を窒息死させる直接の原因となつた行為につきその具体的態様の証明を求めたなら、その立証は不可能だつたと考えられる。本件では、被害者は窒息死しており、そのように窒息死させたのは被告人以外にいないということから、「被告人が何らかの方法で被害者を窒息死させた」と認定し、殺人罪の成立を認めている。つまり、結果を前提とした外枠の事実による立証方法が許容されているのであつて、この点は、上記第二の傷害致死事犯における控訴審判決や最高裁決定での事実認定の手法が踏襲されているといえよう。

二 京都地方裁判所平成一八年五月二二日判決²

1 公訴事実

「被告人は、平成一四年一〇月三二日午後八時ころから同年十一月一日午前一〇時三〇分ころまでの間、京都府宇治市菟道車田（番地略）所在のV太郎（当時五二歳）方において、金品を強取する目的でリフォーム工事等で知り合っていた前記V太郎を不詳の方法により殺害した上、同人の所有又は管理に係るA信用金庫等発行のキャッシュカード三枚及びウエストポーチ一個を強取した一

2 公訴棄却の主張とそれに対する裁判所の判断

被告人・弁護人側は、「不詳の方法により同人を殺害した」との記載では訴因が全く特定されていないと主張したのに対して、裁判所は、訴因に概括的な理由について「Vの死体が発見されていないことや犯人の供述が存在しないことから、死因に関して凶器が用いられたのか、仮に用いられたとしてどのような凶器が用いられたのか、どのような態様であったのかなど殺害方法について明らかにすることができるとして、結局のところ、Vを殺害した方法については判然としないものといわざるを得ないのである。」と判示した上、「本件においては、前記起訴状記載の公訴事実のように殺害方法について特定することができないこともやむを得ない事情が存在するものであり、Vが殺害されたという事実は一回限りのもので複数回存在することがおおよそあり得ない事柄であることからすると、本件は、検察官が把握している証拠に基づき、強盗殺人罪の罪となるべき事実をできる限り日時、場所及び方法等をもって特定して訴因を明示しているものであるから、裁判所に対して審判対象を明らかにしているものと認められる。また、被告人の防御の観点からみても、Vが殺害されたという事実は一回限りのものであり、前記のようにVが殺害されたおおよその日時及び場所は特定されているのであるから、それに対応して種々の弁解をし、

それにふさわしい防衛をすることは可能であるというべきであり、殺害方法が判然としなくても被告人の防衛を実質的に侵害するものとも認められない。」と判示し、審判対象の特定という観点だけでなく、防衛対象の限定という観点からも訴因の特定に欠けるものではない旨を明示している。

3 事実認定上の争点

被告人は、公訴事実について、「身に覚えがない。」と述べるにとどまっていたことから、事件性や犯人性について多くの間接事実による認定がなされている。

(一) 本件では、第一に、被害者の死体が焼却されており、その身元が明らかではないために、被害者がVであること、逆からいえばVが生存している可能性が争点となった。この争点についての認定状況は以下のようなものである。

⑦ 被害者がVであることの間接事実として、V使用車両から発見された各残焼物がいずれもVに由来するものであることが証明の対象となり、この点について裁判所は次のように認定した。すなわち、V使用車両が東海自然歩道で発見されたが、その荷室床面からは残焼物様の物数点が発見されている。そして、発見された残焼物については三つの鑑定が行われ、鑑定の結果、残焼物のうち符号A、B及びCを付して採取されたもの（以下、採取の際にそれぞれに付された符号に対応して「A残焼物」、「B残焼物」及び「C残焼物」という。）は、それぞれA残焼物は糞便が焼け残った物、B残焼物は骨格筋が焼け残った物、C残焼物は右第八ないし第一二肋骨の前部の一部が焼け残った物であり、A残焼物、B残焼物及びC残焼物付着の人血はVのものとして矛盾がないと判断された。弁護人らは、前記三つの鑑定の信用性について、鑑定人の適格性、鑑定方法及び具体的実施方法等について種々の疑問を呈しているが、裁判所はそれら疑問を排斥している。

① Vが生存している可能性がないことの間接事実として、裁判所は、次の各事実を認定している。すなわち、Vが多額の現金を必要とする事情が見当たらないにもかかわらず、平成一四年一月一日にVの口座から第三者によって現金が引き出され、あるいは引き出されようとしたことや、Vが行方をくらまさないような事情が何ら見当たらないにもかかわらず、今日に至るまでVから勤務先や親族等に対して何ら連絡がないこと、Vの自宅に多量の出血があつたことがうかがわれる血痕を拭い取つた痕跡が残されていることなどの間接事実から、「Vが生存している可能性はないもの」と認められる。」としている。

(二) 第二に、Vが死亡したのが殺人によるものであることについて、裁判所が認定した間接事実とそれらの評価は以下のようなものである。

すなわち、「Vの死亡と近接した日時にV名義のキャッシュカードを使用しVの意思に反して現金が引き出されるなどしていること、V方の血痕が拭い取られていること、Vは生前又は死亡後に焼却されており、その残焼物がV使用車両に残されて運搬され、その車両が人目につきにくい場所に投棄されていること」などの事実が認定された。そして、「これらの間接事実からすると、Vの死亡は他人の手によるものとしか考えることができず、しかも、これらの領得行為や罪証隠滅行為が手際よく遂行されていることからすると、利欲的目的からVを死亡させたと考えるのが合理的であつて、その者は殺害の故意を有していたと強く推認することができる」としている。

その上で、「Vが病死したことや自殺したこと、事故その他の事情など、上記推認を揺るがす事情をうかがわせる具体的な根拠もなく、弁護人らが主張する過失致死、傷害致死、保護責任者遺棄致死等は人が死亡する抽象的な可能性を列挙した

ものに過ぎないというべきである」とした上で、「Vは何者かによって殺害されたものと認められる。」と結論つけている。

(三) 第三に、殺害場所、日時及び方法については、「Vの自宅一階八畳居間には多量の出血があったことをうかがわせる血痕が認められたことなどから、殺害場所はVの自宅であると推認するのが相当であり、その出血は何らかの凶器でVの身体を傷つけ相当量の出血があったからであると認められることから、殺害は凶器を使ってVの身体を傷つけることによって生じたとするのが最も素直な判断であるといえる」としながら、「Vの死体がないため、死体解剖するなどしてVの死因は特定できず、その死因に結びつく殺害方法を断定することもできず、その出血が死因につながったという証拠はないことなどから、結局、証拠上殺害方法は不詳であるといわざるを得ない」としている。

(四) 第四に、被告人と犯人との同一性に関して、裁判所が認定した間接事実と、その間接事実から推認した事実は以下のようなものであった。

⑦ 防犯ビデオで撮影されているV名義のキャッシュカードを使用して現金を引き出し、あるいは引き出そうとした人物の風貌や着衣等が、被告人の風貌や着衣等と極めてよく似ている。

① 被告人は、消費者金融等に対する負債の返済状況を記録した一覧表をパソコンを利用して作成していたところ、平成一四年の返済状況に関する一覧表のデータを改ざんしていることが認められる。このようなデータの改ざん行為を行わなければならぬ理由としては、被告人が返済の原資を何らかの不正な手段で入手したためであると推認することができる。改ざんしたデータの日付とV名義の口座から現金が引き出された日がたまたま一致したと考えるのは、余りに偶然に過ぎることであり、この両者が無関係であるとは到底考えることはできない。

㉔ 被告人には負債があるが資産はなく、リフォーム会社の経営は休眠状態のため収入がないことから、負債を返済するには金を必要としており、その意味で犯行の動機がある上、被告人は多額の負債の返済を行っているが、被告人にはそのような返済の原資があったとは認められない。

㉕ Vの自宅から発見された獣毛の細胞核DNAの型は、被告人の飼い犬の核細胞DNAの型と矛盾しない。また、Vの自宅及びV使用車両から発見された獣毛のミトコンドリアDNAの型は、被告人の飼い犬のミトコンドリアDNAの型と矛盾しない。

㉖ 関係各証拠から既に明らかになっている客観的な事実を時系列順に並べてみると、被告人が本件各犯行を行うことは十分可能であったということになり、被告人が犯人であるとしても何ら矛盾する点は見当たらない。

㉗ 被告人はV使用車両の投棄場所に土地勘がある。

㉘ Vの自宅を侵入する対象として選択する合理的な理由がある。すなわち、被告人は、平成一〇年にVの自宅のリフォーム工事を施工した際にVの自宅内部を見ているはずであるから、Vが一人暮らしであることやVが相応の財産を有していること及び侵入に適していることを認識していたのであり、被告人がVの自宅を侵入する対象として選択する合理的な理由があるといえる。

上記㉗ないし㉘の各間接事実から、裁判所は、結論として、「被告人が捜査公判を通じて基本的に黙秘しているため本件の全貌は不明であるものの、以上検討してきたような被告人と本件犯行との結びつきを示唆する各種の間接事実が積み重なっていることからすると、もはやこれらの間接事実が単なる偶然に過ぎないということはできない。これらの間接事実を総

合すると、被告人が本件強盗殺人、窃盗、窃盗未遂事件の犯人であつて、一〇月三一日から一月一日の間にVの自宅において何らかの方法をもつてVを殺害し、その際にV名義のキャッシュカード等を強取し、一月一日に強取したV名義のキャッシュカードを使用してATM機を利用して現金三二二万円を窃取し、あるいは窃取しようとしたものと推認することができる。」と判示している。

このような裁判所の認定や判断に関し、被告人・弁護側は、被告人の犯人性を否定するための以下のような各事情を主張していた。

① V使用車両を使用する必要性について

被告人が犯人であるならばVを殺害した後はその死体、残焼物を運搬する際には被告人使用車両を使用すればよく、V使用車両を使用する必要性は全くない。

② 被告人が死体を焼却することができるような場所がないことについて

被告人が犯人であるとすれば、死体を焼却するための場所が必要となるところ、被告人が死体を焼却することが可能な場所として考えられるのは大津市札の辻所在のLの倉庫ぐらゐしかなく、同倉庫からは何ら犯罪の痕跡が出ておらず、その他に被告人に関連する場所で、死体を焼却することが可能な場所はどこにも見当たらない。

この点について、裁判所は、「被告人にはVの自宅から死体を搬出し、近くの宇治川河川敷や近辺の山中等で焼却するのに十分な時間があつたのであり、また、移動可能な範囲に焼却に適した場所があることも認められるのであつて、被告人が死体を焼却することが可能な場所が存在しないということはできない」との判断を示している。

③ 被告人や被告人使用車両がVの自宅付近で目撃されていないことについて

被告人が犯人であるならばVの自宅あるいはその周辺に被告人使用車両が駐車されていたことになるはずであるところ、被告人使用車両がVの自宅あるいはその周辺に駐車されていたとする目撃証言は一切出てきていない。

この点について、裁判所は、「特に長期間にわたって駐車されていたり交通の妨げになるような状況で駐車されていたような場合であればともかく、数時間程度のことで自然な形で駐車しているのであれば必ずしも近隣住民等が目撃するというようなものではなく、また、被告人がVの自宅に行つた時間帯が夜間であつたことなども併せ考えれば、被告人又は被告人使用車両がVの自宅あるいはその周辺で目撃された情報がないことは何ら不自然なことではない。」と判示している。

④ Vの自宅及びV使用車両から被告人の指紋、微物等が発見されていないことについて

Vの自宅及びV使用車両については徹底した捜査が実施されているにもかかわらず、指掌紋、体毛等の被告人と直接結びつく証拠は一切発見されていないところ、一切の痕跡を残さずに犯行を行うことは不可能である。

この点について、裁判所は、「計画的に犯行を行う場合には手袋等を着用するなどして指掌紋が付着しないような措置を講ずることは容易であつて、Vの自宅及びV使用車両から被告人の指掌紋等の直接被告人に結びつく証拠が発見されていないことから直ちに被告人が犯人ではないことに結びつくものではない。」と判示している。

⑤ パソコンデータが改ざんされていたことについて

検察官が主張するように、パソコンが押収されそのデータが解析されることを予想したのであれば、当該データを破棄

すればよかつたのであり、改ざんしてまでデータを保存しておく必要は全くないのであるから、検察官の主張には全く合理性が認められない。

4 考察

本件における事実認定に關し、上記のような各間接事実を認定した経緯や、それら間接事実による要証事実への推認の過程を見ると、訴因が特定されていないことが理由となつて防御に支障が生じていたとの事情は窺えず、実質的に防御権は保障されてきたものと評価できるだろう。

そして、裁判所による間接事実の認定やそれらの評価が正当だつたことを前提に振り返つてみると、本件において検察官が犯行態様を訴因で具体的に特定できなかったのは、被告人が犯行態様を供述していなかつたことが原因であるといわざるを得ない。このように、被告人の供述による以外には明らかにできない事実について、防御の対象とする必要性を根拠として訴因で特定することを求めるとするならば、被疑者が否認もしくは黙認するという供述態度に出たならば、およそ当該犯罪について公訴できないということになりかねない。これでは、適正な刑罰権の行使を犠牲にして被疑者、被告人を過度に保護することになる。他方において、適正な刑罰権行使を実現するためには自白を得ることが不可欠ということになり、自白の強要につながる恐れがある。このようなことからすると、公訴提起の段階では、検察官が概括的訴因により起訴することを肯定した上で、「およそ被告人が何らかの方法で被害者を殺害した」という事実を、間接事実の積み重ねによつて証明するという途を肯定すべきであると考ええる。

三 横浜地方裁判所平成一八年一月一四日判決³

1 公訴事実

「被告人は、些細なことから夫であるBと口論となつて立腹し、神奈川県綾瀬市・・・所在の同人らが現に住居に使用している木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺二階建居宅（床面積合計約六二・三七平方メートル）を焼損しようとして企て、平成一〇年四月二七日午前一〇時三五分ころ、同居宅において、台所床面等に灯油を撒布し、ガスコンロの上にカーテンを置いた上、これに上記ガスコンロで点火して火を放ち、その火を灯油が撒布されている台所床面等に燃え移らせ、上記Bらが現に住居に使用する同居宅を炎上させ、更に、同居宅に隣接する同市（以下略）所在のP一らが現に住居に使用している木造瓦亜鉛メッキ鋼板葺二階建居宅（床面積合計約六六・九二平方メートル）及び同市A以下略V所在のP二らが現に住居に使用している木造スレート葺二階建居宅（床面積合計約一〇一・〇二平方メートル）に順次燃え移らせ、よつて、そのころ、上記B方、上記P一方及び上記P二方の各居宅をいずれも全焼させて焼損した」

2 公訴棄却の主張とそれに対する裁判所の判断

弁護人らは、カーテンをガスコンロの上に置き、ガスコンロに点火させてカーテンに燃え移らせただけでは放火罪の実行行為とはならない上、検察官は、カーテンに燃え移った火がどのようにして台所床面等に引火したのか、その因果関係の内容を明らかにせず、その立証も放棄しており、被告人の防衛対象を明らかにしていないから、公訴棄却すべきである旨主張した。

それに対して、裁判所は、「放火罪については、必ずしも放火の具体的方法を明らかにしなくとも、問題とされている放火行為を判別することができる、審判の対象として特定することができるから、放火の具体的方法及びその因果経過についてまで詳細に特定する必要はない。本件公訴事実については、起訴状及び検察官の釈明により、被告人が、ガスコンロの上にカーテ

ンを置いた上、カーテンにガスコンロで点火して火を放ち、その火を灯油が撒布されている台所床面等に燃え移らせた旨明らかにされているから、訴因の特定としては足りており、また、これ以上に因果関係の内容を具体的に特定する必要もなく、被告人の防衛対象は明らかとなっている。」との判断を示した。

3 事実認定上の争点

裁判所は、「被告人は、……の経緯から、Bと口論となり、一家を飛出したものの直ぐに本件居室の玄関に戻ったが、六畳和室内のソファに座っているBの様子を見て、被告人を全く心配してくれていないと感じて激昂し、玄関三和土に置いてある灯油が一杯に入ったポリタンクのふたを外し、これを持って六畳和室に入り、ソファに座っているBのそばを通って同人や和室床面に灯油を撒きながら台所に行き、さらに台所の床面等に灯油を撒いた。その後、被告人は、流し台後ろの高窓に取り付けられたカーテンを外してガスコンロの上に置いた上、ガスコンロの点火用スイッチを押そうとした。Bは、被告人の後を追って台所に行き、被告人を止めるためコンロ台の前でガスコンロのスイッチを戻そうとした。被告人がガスコンロのスイッチを押し、Bが戻そうとすることが何回か繰り返された。その後、コンロ台付近において、Bは着衣に火がついているのに気づき、火だるまの状態になって、『あちあち、美幸、助けてくれ。』などと大声で叫び、六畳和室に駆け込んだところ、被告人が浴槽に水が溜まっているのを確認してからBを浴室に誘導し、Bは浴槽につかかって火を消した。」との事実を認定した上、「Bがガスコンロの上上がった後、同人の身体に火が燃え移った間の行動については、被告人も供述していないことから、その間にどのような経緯があったかについて断定することはできないものの、Bがガスコンロの上上がった際に、同人の身体に火が燃え移り、その火が、Bが浴室に向かうまでの間に、同台所や六畳和室の床に撒布されていた灯油に引火して本件火災が

発生したとみる余地を否定し去ることはできないというべきである。」として、「本件においては、Bの行動が本件火災発生の一要因を担った可能性も十分考えられ、また、取調べ済みの全証拠を精査しても、被告人が本件放火の犯人であると推認することはできず、結局、被告人が本件放火の犯人であると認めるには、なお合理的疑いを容れる余地がある。」と結論づけ、無罪判決を言い渡している。

4 考察

本件においては、訴因の特定が足りていないと評価する余地もあつたものと思われる。訴因において因果関係が明らかにされていないということは、放火の犯罪成立要件の一部が欠けているとみることのできるからである。

しかし、具体的な因果関係は明らかにされてはいなくても、被告人の行為は特定されており、その特定された行為から火が燃え広がったという限りにおいては因果関係が示されている。また、立証の段階で因果関係の証明は必要となるのであるから、検察官の具体的立証を待って、それら具体的事実に対して防御は可能であるとの考えが、裁判所にはあつたのではないかと考えられる。

さらに、公訴棄却とするよりも、犯罪事実の証明がないとして無罪判決をした方が、被告人にとっては有利であるとの判断も働いたのではなからうかと推察される。すなわち、因果関係が訴因で明示されていなくても、立証の段階では検察側はその因果関係を明らかにして証拠により証明する必要があるのだから、訴因の特定の段階で排斥するよりも、立証の余地をまず肯定して、実体的審理に入った方が望ましいともいえるのである。訴因の特定は公訴提起の要件であり、公訴棄却が確定しても一事不再理効は及ばないのだから、審理を進めるに当たって不都合がないのであれば、公訴棄却するのではなく無罪判決を

した方が、むしろ被告人の利益になるとも考えられるわけである。

結局のところ、「審判対象の特定」という機能が果たされていけば審理の俎上には載せておき、検察側が間接事実の積み重ねにより要証事実の推認を図るという立証過程において、各間接事実の認定や証明力の評価に対する具体的な防御が可能であれば、「防衛対象の限定」における難点は解消するということではないだろうか。

四 長野地方裁判所平成二〇年三月五日判決⁴

1 公訴事実

「被告人は、平成一八年一月二五日午前三時三〇分ころから同日午前九時三〇分ころまでの間、岐阜県、愛知県ないしそれらの周辺地域において、殺意をもって、不詳の方法により、V(当時二四歳)を殺害した」

2 公訴棄却の主張とそれに対する裁判所の判断

弁護人から、訴因の特定を欠き、公訴棄却されるべきである旨主張されたが、裁判所は、「本件殺人は、被告人が上記公訴事実について事件性及び犯人性を否認し、犯行の目撃者もいない上、死体の損傷により殺害の手段方法の特定も困難な事案であることに照らすと、検察官は、できる限り日時、場所等をもって殺人罪となるべき事実を特定して訴因を明示したものと認められるから、訴因の特定に欠けるところはないというべきである。」と判示している。

3 事実認定上の争点

(一) 事件性について

被告人・弁護人側は、「被害者の死亡原因について、ぜんそく、不整脈等による病死又は自殺死の可能性がある。」と主張

したのに対して、裁判所は、被害者の死体の肺にぜんそくによる死亡の徴候がなかったこと、被害者の死体にぜんそく以外の病死の徴候はうかがわれなかったこと、被害者に自殺をするような事情、状況などは全くなかったことといった各事実を認定した。さらに、被害者の死体は、後頸部が切断され、さらにガソリンをかけられて焼却され、そのまま林道脇に放置されていたという事実を認定した上、「このような事実は、身元不明工作のための死体損壊・遺棄であるものと推認し、そのような身元不明工作は、病死又は自殺死による被害者の死体に対するものとは到底考え難く、被害者が犯罪行為により死亡したことを強く推認させるものである」との判断を示している。

(二) 犯人性について

被告人側は、^(a)被告人が使用していた車両内に遺留されていた被害者のバッグ内から被告人や被害者が普段吸わないタバコが発見されている事実等からすると、被告人以外の第三者による犯行の可能性がある、^(b)被告人には殺害の動機がない、^(c)腰痛の持病を患っていた被告人が本件死体遺棄の犯行を行ったとすると、腰を痛めるはずであるのにそのような事情がうかがわれぬ、などと主張した。

それに対して、裁判所は、^(ア)被告人が作成したメモの記載内容に符合する事実ないし経過が複数存在することに加え、^(イ)被告人が催眠鎮静剤及び抗精神病薬を事前に購入し、これらの催眠鎮静剤等に含まれる同種の成分が被害者の死体から検出されたという事実、^(ウ)被告人が被害者の死亡推定時刻直前ころまで被害者と行動を共にしていた一方、被害者死亡の直後又は間もなくと考えられる時間帯に、被告人と被害者の各携帯電話間で偽装工作とも目される電子メールの送受信を行ったという事実、^(エ)被告人と被害者が使用していた乗用車の車内に被害者の所持品がそのまま遺留されていたという事実などから、

「具体的な手段、方法などは不明であるものの、被告人が殺意をもって被害者を死亡させたことは推認できる」との判断を示している。

4 考察

本件でも、時系列に沿って暴行、傷害の部位・程度、傷害と死亡との因果関係等の証明を求めたなら、その立証は不可能だったと考えられる。そのため、検察側は、事件性とか犯人性といった犯罪の外枠たる事実について、間接事実の積み重ねにより立証するしか方法がなかったのであるが、その過程において被告人側の防御の機会は保障されていたと評価できよう。

五 東京高等裁判所平成二〇年九月二十五日判決⁵（上記四事件の控訴審判決）

1 公訴棄却の主張とそれに対する裁判所の判断

弁護人は、「殺害の日時、場所の記載が概括的であり、殺害の方法についても不詳とされ、訴因の特定が欠けている」と主張したのに対して、裁判所は、「殺害の対象については「V（当時二四年）」と特定されている。（中略）他の犯罪と十分に識別されて限定されている上、被告人の防御の範囲を示しており、訴因の特定を欠いてるとまではいえない。」と判示した。

2 事実認定上の争点

事件性と犯人性が渾然一体のものとして争点とされている。間接事実ごとに、被告人側の防御と裁判所の認定理由を整理する。

(一) 裁判所の認定

間接事実第一

被告人は、あらかじめ被害者と旅行に行く約束をし、レンタカーの予約までしていた上、実際に、被害者が死亡する前夜に、車を借りた被害者と合流し、少なくとも同月二五日午前二時過ぎころまで被告人と行動を共にしていたことは確実に認められる。

その後、被告人は、被害者の死亡推定時刻の終期である同月二五日午前九時三〇分から間もない時間に、被告人自身が被害者と最後に接触した者ではないことを示す内容の偽装メールを、被害者の携帯電話を使って返信しているが、それは、被害者が生存しているかのような偽装メールを被告人自身の携帯電話に返信したものであると認めるのが相当である。そして、かかる返信をすること自体、その時点で被害者が死亡していることを知っていた者の行動といえる。

さらに、被告人は、被害者が死亡する少し前まで同乗しており、かつ、被害者の貴重品を含めた所持品も遺留されたままの車両（アルファード）を、被害者の死亡後に、運転し、これを前記の立体駐車場に放置している。このことは、被告人が被害者と最後に接触した者であることを強くうかがわせるものであり、被告人が、生前の被害者と最後に接触した者と認められる。

間接事実第一

犯行計画を記載したと認められるメモ（以下、「本件メモ」という。）が被告人使用の車両内から発見されていること、筆跡鑑定によれば本件メモの筆跡が被告人の筆跡と同一であること、被告人が本件メモを作成しているところを目撃したものがいることなどの事実から、被告人が作成したものと認定できる。

また、①本件メモには、被害者に上手なことを言って気分を良くさせ、クレジットカードや消費者金融会社のカードを作

らせるなどした上、限度額までキャッシングをさせると記載されているところ、実際に、被害者は、同年一月一五日から同月二四日までのわずか一〇日間に、少なくとも、合計七社の消費者金融等に融資又はクレジットカードの入会申込みを行い、そのうちの三社から合計一〇五万円の融資を受けており、被害者は、被告人に対し、消費者金融会社の融資限度額が下がったことをメールで知らせたり、手続について指示を仰ぐメールを送信しているという事実が認められる。②本件メモは、事前にアルファード等のレンタカーを借りさせると記載されているところ、被告人は、被害者と共にレンタカー取扱店を訪れてアルファードを予約し、後に被害者がこれを借り出している。③本件メモは、睡眠薬等を服用させるかのように記載されているが、被害者の遺体から採取した血液及び死体遺棄現場から採取した食物残渣物様の物からは、催眠鎮静剤や向精神薬等の成分が検出されている。一方、被告人は、同様の成分を含む向精神薬等を購入した事実が認められる。そうすると、被告人は、事前に入手した薬物を、何らかの形で被害者に摂取させたものと認められる。このような①ないし③の事実からすると、被告人がほぼ本件メモのとおり行動していたと認定できる。

間接事実第二

被害者の遺体の鑑定結果等によれば、遺体は、死亡後、大型の有刃器で後頸部を切られた後、更にガソリンを掛けられた上、高温下で焼かれたものと認められる。そして、遺体には全身を覆うように石灰様の白色粉末（水酸化カルシウムと炭酸カルシウムの混合物及び水酸化カルシウムを主成分とする物）が掛かっていた。そうしたところ、被告人が放置したアルファードの車内から、水酸化カルシウムと炭酸カルシウムの混合物と認められる白色粉末並びに同混合物及び炭酸カルシウムと推定される白色粉末が採取された。

また、被告人は、ガソリン携行缶を購入した後、ガソリンスタンドでそれに給油しているほか、被害者の死亡後に長野県松本市内の死体遺棄現場付近に行っている事実が認められる。

以上のように、死体遺棄現場の遺留品及び死体損壊に使用されたと推認される物品と、被告人がホームセンター等で購入したり、立体駐車場に遺留した物品とは、ほとんど整合していること、及び被告人が被害者の死亡後に長野県松本市内の死体遺棄現場付近に行っていることなどの事実からすると、被告人が、本件の死体損壊及び遺棄をした者であることは明らかである。

犯人性の推認

死因は不明であるものの、被害者の遺体には持病のぜんそくを含め病死の徴候はうかがえないこと、被害者の遺体は、大型の有刃器で後頸部が切られた上、ガソリンを掛けて燃やされるなどして、口蓋付近がなくなるほど激しく損壊され、林道脇に遺棄されていたことなどに加え、被害者には自殺する動機がなく、むしろ被告人との結婚すら夢見ていた状況からすれば、被害者は、自殺あるいは病死したのではなく、第三者の犯罪行為により死亡したものと認められる。

このような死体損壊及び遺棄は、その態様からして被害者の身元判明を困難にする意図で行われたものと考えられ、被害者を死亡させた犯人が、罪証を隠滅する工作として、行ったものと推認されるが、既に検討したとおり、被告人こそが被害者の遺体を損壊及び遺棄した犯人である。これに加え、被告人は、被害者が死亡する前夜から被害者と行動を共にし、生前の被害者と最後に接触した者であったこと、被害者の死亡直後には被害者の携帯電話を使って偽装メールを送信したこと、事前に本件メモを作成し、その後ほぼその記載内容に沿って、被害者に消費者金融会社等から金を借りさせたり、旅行に誘

い出してレンタカーを予約したり、催眠鎮静剤等の薬物を準備し、被害者に摂取させていることなどからすれば、被告人が被害者を死亡させた犯人であると認められる。

また、本件メモを事前に作成し、その記載内容を実行に移していること、とりわけ被害者に催眠鎮静剤等の薬物を摂取させていることに加え、遺体の損壊状況等からすれば、被告人が殺意をもって被害者を死亡させたものと認められる。

(二) 被告人・弁護人側の主張

間接事実第一に関して

被害者が死亡する前の被告人及び被害者の行動等につき、被告人が立ち寄ったとされる各店舗の店員の供述は、必ずしも客が被告人であることを明確にしておらず、被告人が各店舗に立ち寄った事実は証明されていない。

また、被告人が被害者を殺害した後、被害者に成り済まして偽装メールを返信したのであれば、その証拠となる被害者の携帯電話を廃棄もせずに、漫然と被告人が使用していたゼロ・クラウンの中に放置していたのは不自然である、被告人以外の第三者が被害者に成り済ましてメールを返信した後、ひそかに被害者の携帯電話を被告人のゼロ・クラウンの中に置いたと考えられる。

間接事実第二に関して

筆跡鑑定では本件メモの筆跡と被告人の筆跡との相違点も指摘されており、両者が同一であることには疑問の余地がある。また、本件メモが作成されるのを見たという目撃者は、視力が悪く、一瞬みただけでメモの内容を了知することはできなかったはずである。このようなことから、本件メモを記載したのが被告人と認定することはできない。

そして、被害者の借り入れた金員が被告人に移転した事実は立証されておらず、被害者自身が借入れを必要とする窮状にあっただけであり、その借入れについて被告人は預かり知らない。さらに、被告人が購入した催眠鎮静剤等を被害者に服用させたという事実は立証されていないのであるから、被告人がほぼ本件メモのとおり行動していたとはいえない。

3 考察

訴因の特定についての判示で注目すべきは、「他の犯罪と十分に識別されて限定されている上、被告人の防御の範囲を示しており」との評価を明らかにしている点である。

たしかに、被告人の防御の範囲が限定されているかという点については、犯行時刻に六時間ほどの幅があり、犯行場所も複数の県にまたがるなど幅があることから、抽象的にアリバイ立証の可能性ということを考えた場合、直ちに特定が足りていると評価することは困難であるようにも思える。

そうしたところ、本件において、被告人側の防御がどのようになされたかについては、裁判書の分析で述べたように、間接事実ごとに弁護側から具体的な主張がなされているのであり、防御の機会は十分に保証されていたと評価できる。すなわち、検察官とすれば、概括的な訴因である故に、被告人の犯罪事実を立証するためには、間接事実の立証を緻密に積み上げる必要があり、その立証に失敗すれば、被告人は無罪になるという状況が改めて窺われるのである。つまり、概括的な訴因であるということは、検察側とすればそれだけ公訴事実の立証には困難を伴うということである。そして、被告人側からすれば、検察側が立証しようとする個々の間接事実は具体的な内容を有しているのであるから、そのような間接事実に関してなら十分に防御が可能であり、現に防御がなされているのである。

六 仙台地方裁判所平成二〇年一月八日判決

1 公訴事実

第一、「被告人は、平成一七年四月中旬ころ、仙台市内において、殺意をもって、自己が出産した男児を殺害した」

第二、「被告人は、前記殺害後の平成一七年四月中旬ころ、前記男児の死体を仙台市内又はその周辺において隠匿放置した」

2 公訴棄却の主張とそれに対する裁判所の判断

「弁護人は、本件公訴が訴因の特定を欠くもので公訴棄却されるべきと主張する。しかし、本件では、殺害方法等の表示が概括的なものであるが、検察官において、本件公訴提起当時の証拠に基づき、できる限り日時、場所、方法等をもって罪となるべき事実を特定して訴因を明示したものと認められるから、訴因の特定に欠けるところはない（最高裁平成一四年七月一八日第一小法廷刑集五六卷六号三〇七頁参照。）」と判示している。

3 事実認定上の争点

本件の争点は、第一に、被告人が出産した本件男児（以下「被害者」という。）は、生きて生まれたか否か、という点にあり、被告人側が、「被害者は、泣かなかつたので、抱いて背中を叩いてみたり、さすつたりしたが、全然泣かなかつたので死んでいると思つた」と主張したのに対して、裁判所は、（生きて生まれたとの）目撃者の証言は信用でき、これに反する被告人の供述は信用できないから、被害者が四月一三日、生きて生まれて、四月一四日、目撃者が生きている被害者を見たという事実を認定している。

そして、第二の争点は、被告人が被害者を殺害したか否かであるが、裁判所は、死因について、自然死の可能性や事故死の

可能性をも証拠に基づき検討を加えた上、それらが死因となった可能性を否定している。すなわち、自然死については、「目撃者は前日に出生した被害者を見ており、その様子も手足、顔などに異常な外見は見当たらず、ミルクを飲んでいたというのであるから、被害者が自然死した可能性は認められない。」としている。また、事故死については、「被害者の頭蓋骨、四肢の長管骨に骨折はなく、肋骨等にも確認できる範囲では骨折の跡がなかったことから、強い衝撃による外因死の可能性はない。また、事故による死亡であれば、被告人が両親に隠して最終的には本件発見現場に被害者の遺体を放置するということは考えにくく、かつ、目撃者に対し、里子に出したなどと虚偽の事実を申し向ける必要はないことを考えると、その可能性もないというべきであり、他に事故死をうかがわせる事情も認められないから、被害者が事故死した可能性は認められない。」と判示している。

その上で、「そうすると、被害者の死亡は被害者を出産した被告人の作為あるいは不作為の行為により生じたというべきである。」と結論づけている。

そして、殺人の故意については、「目撃者が被害者を見た際には、被告人は、深刻そうな顔で、鼻をつまめば簡単に死ぬなどと言ったり、何度も被害者を殺すと言ったりし、また、実際に、鼻をつまもうとしたりするなどして被害者を排除しようとする言動をしていたこと、加えて、被告人の当時の交際相手との交際状況や両親との関係から、被告人が、被害者を邪魔な存在と考えたとしても不自然でないことからすれば、目撃者が被害者を見た際には、被告人は被害者を排除しようとする意思を有していたと推認することができ、被害者の死亡時期が、目撃者が被告人のこれらの言動を見てからさほど日が経過していない時期であることを併せ考慮すれば、被告人が、作為あるいは不作為の行為により被害者を死に至らしめた際にも、被害者の

死の結果を容認する意思、すなわち被害者に対する殺意を推認することができる。そして、被告人がこれらの言動をしたことについて何ら説明しておらず、被害者が死産であつたと不合理な弁解をしていることからすれば、被告人に被害者に対する殺意を認めることができる」と判示している。

さらに、被告人・弁護人側は、保護責任者遺棄致死や傷害致死により被害者を死亡させてしまった可能性を排斥できていないと主張していたが、裁判所は、「本件では、第三者に発見される態様での遺棄行為がされたとは認められず、上記認定のとおり、被告人には被害者の死の結果を容認する意思が推認できる上、それ以外の遺棄行為によつて被害者を死亡させた場合、被害者が生後間もないことからすれば、被害者を遺棄すれば、被害者が死亡することを認識できるといふべきであり、傷害致死の場合においても、被害者の死の結果を容認する意思で生後間もない被害者に対して暴行行為を加え、死亡させた場合には、これは殺害行為といふべきであるから、弁護人の主張は理由がない。」と判示した。

4 考察

本件においても、裁判所は、「およそ被告人が被害者を殺害した」という外粹たる事実については、間接事実により「常識に照らして間違いないと認める。」とした上で、「その(殺害)方法については、被害者の死因が特定されず、被告人が犯行を否認しているため、特定することはできないから、作爲あるいは不作爲を問わず、何らかの方法により殺害したと認定するほかない。」との結論に至っている。ここでも、「およそ被告人が被害者を殺害した」という外粹たる事実による立証がなされ、その立証に際しては被告人の防御が可能だったのである。さらに、保護責任者遺棄致死罪が成立するにとどまるなどの主張がなされているのであり、被告人・弁護人側による防御の機会は十分に存在していたものと評価できる。

七 大阪地方裁判所平成二二年一月二八日判決⁷

1 公訴事実

「被告人が夫であるCの資産を相続の名目で不正に手に入れるとともに、先にCを殺害した事実を隠すため、糖尿病を患っていたA（当時七一歳）をCの身代わりとして病死を装って殺害しようと計画し、AをCになりすまさせて入通院させるなどしたが、事態が思惑どおりに進展せず、Aの存在が計画実現の邪魔になるに至ったことなどから、Aを殺害しようと決意し、平成一三年二月一八日から平成一四年一月ころまでの間に、大阪府又はその周辺において、Aを何らかの方法で殺害した」
2 公訴棄却の主張とそれに対する裁判所の判断

弁護人は、「日時、場所、方法等がいずれも不特定であり、刑事訴訟法二五六条三項に違反するから、同法三三八条四号に基づき公訴棄却されるべきである。」と主張したが、裁判所は、検察官において起訴当時の証拠に基づきできる限り特定したものであり、訴因の特定に欠けるところがないとした。

3 事実認定上の争点

(一) 事件性について

裁判所は、「証拠によれば、平成一四年四月二〇日、大阪府内の山林でAの頭部が発見され、七月四日、大阪府内の海上で、リュックサックに入れられたAの両脚部が発見されたことが認められる。死体を解体して山や海に投棄するという行為は、通常はその死者の死亡につき重大な責任がある者が証拠を隠滅してその責任を免れる目的でなされる行為であるといえる。そうすると、このようにAの死体が解体されて山や海に投棄された状態で発見されていることから、Aが何者かの行為

によつて死亡したことが推認できる。」と判示している。

(二) 犯人性と殺意について

裁判所は、④ Aが被告人以外の人間から危害を加えられる原因を抱えていた可能性がないとはいえず、Aを殺害してその死体を解体して投棄したのが被告人以外に考えられないということとはできない。⑤被告人はAをCの替え玉として糖尿病の悪化により死亡させる計画を実行したのであるから、仮に被告人がAを殺害した犯人であるとすれば、Cの替え玉として、糖尿病を悪化させ、あるいは糖尿病の悪化を装つて殺害するはずである。しかし、現実にはAはそのような態様では殺害されていない。⑥検察官は、被告人は、Aの存在が替え玉殺人計画実現の邪魔になったからAを殺害したと主張するが、そのような事情をうかがわせる証拠は全くない、として無罪の判決をした。

4 考察

本件では、殺害方法等が特定されていないという訴因での公訴提起に対して、犯人性が否定されて無罪判決に至っている。被告人が争うと争わないにかかわらず、犯人性の立証は検察官が負っているのであるが、被告人の具体的防御を待つまでもなく、検察官がその立証に失敗したという経緯が窺われる。結果的にではあるが、訴因で殺害方法等が特定されていなくても、そのことによつて被告人の防御に支障が生じなかつた一例といえるだろう。

本件をみても明らかのように、概括的な訴因であるということは、検察側とすれば具体的な事実について立証できないことを自ら暴露しているようなものである。そのため、検察側は、事件性とか犯人性といった犯罪の外枠たる事実について、間接事実の積み重ねによる立証が求められたのであり、その立証自体が、被告人側による具体的防御を待つまでもなく、困難を強

いられるものとなるのである。

八 京都地方裁判所平成二二年一〇月二七日判決⁸⁾

1 公訴事実

「被告人は、平成二二年五月二九日ころ、京都府：…所在の当時の被告人方において、長男B（当時生後約七か月）に対し、その左大腿部に不詳の方法で暴行を加え、よって、同児に加療約一か月間を要する左大腿骨骨幹部骨折の傷害を負わせた」

2 公訴棄却の主張に対する裁判所の判断

犯行態様については、「その左大腿部に不詳の方法で暴行を加え」との記載にとどまっているものの、被害者が乳児であり、信用できる自認供述や直接的な目撃供述もなく、傷害内容から具体的な暴行態様を推認することもできないことなどの事情があるから、検察官において、起訴時点における証拠に基づき、できる限り日時、場所、方法等をもって罪となるべき事実を特定して訴因を明示したものと認められ、傷害罪の訴因の特定に欠けるところはなく、被告人側に示すべき防御の範囲を不明確にするものでもない。

3 事実認定上の争点

傷害罪の成否に関する本件の争点は、被告人がその長男であるVに対し暴行を加えたことにより左大腿骨骨幹部骨折（以下「本件骨折」という）の傷害を負わせたか否かであり、裁判所は、本件骨折は故意による暴行行為によって生じたものと認められるが、なお、その犯人が被告人であると断定するには合理的な疑いが残ると判断した。

すなわち、①犯人性（本件骨折を生じさせた暴行が被告人により行われたか）について、裁判所は「本件骨折は、Vが意図

的な暴行を加えられたことによつて生じたものであると認めるのが相当であり、Vに本件骨折を負わせた者は、被告人か妻以外には考えられないというべきである」とした上で、「犯行の機会という面では、むしろ、ほとんどの時間をVと一緒に過ごしていた妻にこそ、その機会があるということもまた可能である。」「公判廷における証拠調べの結果を踏まえてもなお、Vに本件骨折を負わせた可能性がある者が被告人以外にも認められることになり、犯人が被告人であると断定することには躊躇を覚えざるを得ない。」としている。

4 考察

本件は、訴因で示された暴行の態様が不特定であるものの、訴因の特定に欠けるものではないとされた上、犯人性に疑いがあることを理由に無罪とされたものである。訴因で暴行の態様が特定されていないことが、被告人の防御に影響を与えることのなかつた一例であるといえよう。

- 1 LEX/DB二八一五一九八
- 2 刑集六二巻五号一四二頁以下参照
- 3 判タ一二四四号三一六頁
- 4 LEX/DB二五四五〇四〇四

- 5 LEX/DB二五四五〇七三
- 6 LEX/DB二八一四五二四九
- 7 LEX/DB二五四四一八二三
- 8 LEX/DB二五四六四三五六

むすびにかえて

筆者が検事時代に主任を務めた事件の中で、捜査を尽くしても真相が解明できなかった事案として特に印象に残っているものひとつに、東京都世田谷区で発生したダンプカーによる小学生礫過事件がある。この交通事件は、当初嫌疑不十分の裁定主文により不起訴処分とされたのであるが、被害児童の遺族がマスコミに強く働きかけるなどしたことによって、捜査の不十分さに対して疑問を呈する論調の世論が高まり、遂には東京高等検察庁から東京地方検察庁へ捜査のやり直しが指示されたという事件である。再捜査の開始時における目撃供述等の証拠関係では、被害児童が加害車両から見て右側から左側に横断中に轢かれたのであろうというところまで認定できるものの、加害車両発進時に被害児童がどの位置にいたのかが特定できず、加害車両運転者が注意義務を果たしていたなら被害児童を発見できたかが証拠上明らかではないことが理由となつて、嫌疑不十分とされたものであつた。再捜査の結果、事故直前の状況について、新たな目撃者の存在が発覚したのであるが、その目撃供述は、「被害児童は加害車両進行方向の左側から右側に向け横断中、歩行者信号が点滅し始めたので左側に引き返そうとしていたところで轢かれた。」などというものであつた。当初からの目撃供述の間隙を埋めて、加害車両発進時における被害児童の位置を特定しようと開始された再捜査だったのであるが、当初の目撃供述とは矛盾する内容の供述が出てきてしまい、事実認定はさらに混乱の度を深めるといふ結果になつたのである。その後、加害車両のバンパーに残された払拭痕の鑑定等により、新たな目撃供述が真実であると認定し、その供述内容に基づいて被害児童の位置関係を特定し、過失を構成して公判請求した。それに対して、裁判所は、加害車両発進時における被害者の位置については特定しないまま、車両発進時に注視義務を果たしたなら発見できる位置にいたことは認定できるとして、有罪判決をした。結論的には、被害児童の位置を具体的に特定することまで必要なかつたということになりそうなのであるが、証

概に基づく事実認定の困難さを痛感させられた事件であった。そして、概括的訴因による公訴提起によらざるを得ない場合があるということ強く印象つけられる原因ともなっている。

本稿では、概括的訴因であつても被告人の防御権行使に支障は生じていないという分析結果を示しているが、その前提には、かつて訴追官であつた名残なのか、有罪とされるべき者が訴追を免れることは不当であるという考えが強くあり、研究者や弁護士の方々からは批判のあるところかもしれない。

前回の論説と同様に、本稿の内容は実務的観点からの検証であり、学術的な要素は乏しいのであるが、本稿についても、西南学院大学法科大学院の小山雅亀先生及び梅崎進哉先生から格別のご指導を賜わり、投稿の段に到達することができた。改めて、両先生に対し深甚の謝意を表する次第である。